

令和7年度版

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

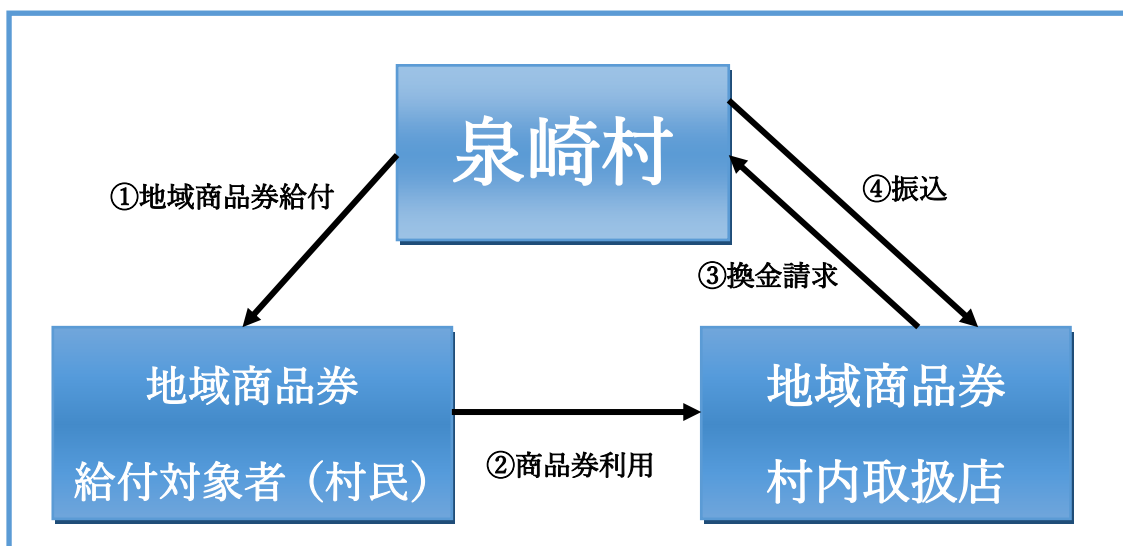
泉崎村地域経済支援事業〔泉崎村地域商品券〕

取扱店要領

1 趣旨

原油価格・物価高騰の影響を受けている住民の生活支援及び地域経済への対策を講じるため、泉崎村内に事業所を置く商店等で期間を限定して使用できる泉崎村地域経済支援事業・泉崎村地域商品券（以下「地域商品券」という。）を発行・給付し、村内経済の活性化を図るためのものです。

2 事業の流れ



3 地域商品券について

- (1) 名称 泉崎村地域経済支援事業〔泉崎村地域商品券給付事業〕実施要綱第2条の泉崎村地域商品券（以下「地域商品券」という。）
- (2) 発行者 泉崎村
- (3) 対象者 令和7年4月1日現在、泉崎村住民基本台帳に登録されている全村民（以下「利用者」という。）
- (4) 発行価格 一人当たり500円券×10枚 = 計**5,000円**
- (5) 利用期間 **令和7年5月1日から令和7年7月31日まで**（3か月）
- (6) 地域商品券 地域商品券は泉崎村独自のデザインとなっております。
のデザイン ※不正コピー防止用のフォログラム印字あり。
- (7) 利用制限 （次に該当するものには、地域商品券を利用できません）
 - ① 国税、地方税、使用料等の租税公課

令和7年度版

- ② 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子タバコを含む）。ただし、泉崎村が地域商品券にプレミアム率等を設定しない場合はこの限りではない。※たばこ事業法で定められている定価販売と不当廉売の防止及び流通秩序・維持、販売許可小売店の保護のため
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払
- ⑥ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払するもの
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑨ その他、特定事業者が指定するもの
- ⑩ 電子マネー等へのチャージ（アクセス型・ストアドバリュー型等）
- ⑪ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4 地域商品券取扱店(以下「取扱店」という。)について

(1) 申請資格

令和7年4月1日現在及び令和7年7月31日（商品券利用期間）、村内に住所を置いており、かつ個人に商品の販売やサービスの提供を行う事業所。

(2) 手数料

申請・登録に係る手数料及び換金手数料は無料です。

(3) 取扱店の責務

- ① 利用者が地域商品券を持参したときは、地域商品券額面どおりの商品の販売やサービス等の提供を行ってください。
- ② 利用者が持ち込んだ地域商品券は、受け取る前に問題がないか確認してください。地域商品券は偽造防止措置を施しておりますが、不正利用が疑われる場合は利用を拒否するとともに、速やかに泉崎村役場総務課（TEL53-2111）へ連絡してください。
- ③ 地域商品券の再利用を防止するため、地域商品券の裏面所定箇所に事業所名を記入もしくは押印してください。
- ④ 取引を行った地域商品券の再利用、交換、譲渡、売買は行わないでください。
- ⑤ 取引後の地域商品券の盗難や、紛失、減失、毀損、換金期限切れによる損失は取扱店の責務とします。
- ⑥ 村が配付する取扱店であることを示す（別紙1）ポスターを、利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- ⑦ 福島県暴力団排除条例及び泉崎村暴力団排除条例を遵守してください。

令和7年度版

(4) 利用についての注意事項

- ① 地域商品券の額面に満たない利用であっても、釣り銭は出ません。
- ② 物品の購入等で、不足金額は現金等で受け取ってください。
- ③ 利用期限を過ぎた地域商品券は受け取らないでください。

5 取扱店申請手続きについて

(1) 申請方法

この「取扱店要領」の内容に同意の上、泉崎村地域経済支援事業（地域商品券）取扱事業者登録申請書（以下「申請書」という。）（様式第2号）に必要事項を記入し、期限までに泉崎村役場総務課へ提出してください。

(2) 添付書類

- ・振込口座の通帳の写し

広報いずみぎき4月号に掲載する関係上の設定です。

(3) 申請期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで（期限厳守）※追加は可能。

(4) 申請後の審査・決定等

当該申請に係る書類等の審査を行い、速やかに事業者の決定をし、泉崎村地域経済支援事業（地域商品券）取扱事業者登録決定通知書（以下「決定通知書」という。）（様式第3号）により通知する。※決定通知書の通知を受けた地域商品券の取引を行い、受け取った地域商品券の換金を申し出ることができる事業者（以下「特定事業者」という。）となる。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。

(5) その他

取扱店の情報（名称、所在地、電話番号、取扱品サービス）は、「地域商品券取扱店一覧」として、リーフレットや村ホームページ等に掲載し周知します。

6 換金について

(1) 換金請求方法

換金請求書に必要事項を記入の上、使用済み地域商品券と共に泉崎村役場総務課に提出してください。

(2) 換金請求先・受付時間

請求先：泉崎村役場 総務課

期 間：令和7年5月1日～令和7年8月29日

（確認に時間を要するため、できる限りこまめに換金請求をお願いいたします。）

受付時間：平日（午前8時30分～午後5時）

※平日が祝祭日の場合は、翌開庁日となります。

(3) 請求から入金までの日数等

換金請求を受けた週の約2週間後に指定口座に入金することを基本とします。

※休日が連続する週は入金が遅れる場合があります。

令和7年度版

7 取扱店の取消等

申請内容に虚偽が判明した場合又はこの要領や実施要綱に違反する行為が認められた場合、もしくは村に損害を及ぼす行為があった場合は、換金の拒否や登録を取り消す場合があります。また、それにより損害金が発生した際は村から請求する場合があります。

8 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。
- (2) この要領は、本業務の進捗状況等により随時見直すことがあります。
- (3) ご不明な点等ございましたら、下記へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

泉崎村役場 総務課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145

電話 0248-53-2111 FAX 0248-53-2958

E-mail soumu@vill.izumizaki.fukushima.jp